

はじめに

日ごろより葛飾区の街づくり事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
葛飾区では、東立石四丁目地区において、密集事業による主要生活道路の拡幅整備や不燃化特区の支援制度により、災害に強い街づくりを進めています。

ニュース 1

不燃化特区の支援制度

※令和 8 年 3 月時点での制度内容です

最新情報については、葛飾区公式サイト（P3 に QR コードがございます）を確認するか、直接お問い合わせください。

①老朽建築物除却助成

助成対象

次のいずれかの建物を取壊して更地化（除却）する場合

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造等建物
- ・ 区が調査により危険であると認めた空き家等

助成金額

除却費に対し、**最大 200 万円**

②不燃化建替え助成

助成対象

次の築年数を超えている住宅を準耐火建築物等に建替える場合

- ・ 木造モルタル・・・13 年 4 か月
- ・ 木造・・・14 年 8 か月
- ・ 軽量鉄骨・・・18 年

助成金額

除却費、設計・工事監理費の合計に対し、**最大 200 万円**

さらに、**建築工事費の一部も助成します。**

③専門家派遣

建替えに伴う悩み事をお持ちの方に、相談内容に応じた専門家を**無料で派遣**

「今の敷地で、どのくらいの大きさの建物が建てられる？」

- ➡ **一級建築士が建築プランなどに助言**

「未相続の建物を建替える時はどうすればいい？」

- ➡ **弁護士が必要な手続きなどをアドバイス** など

たとえば…

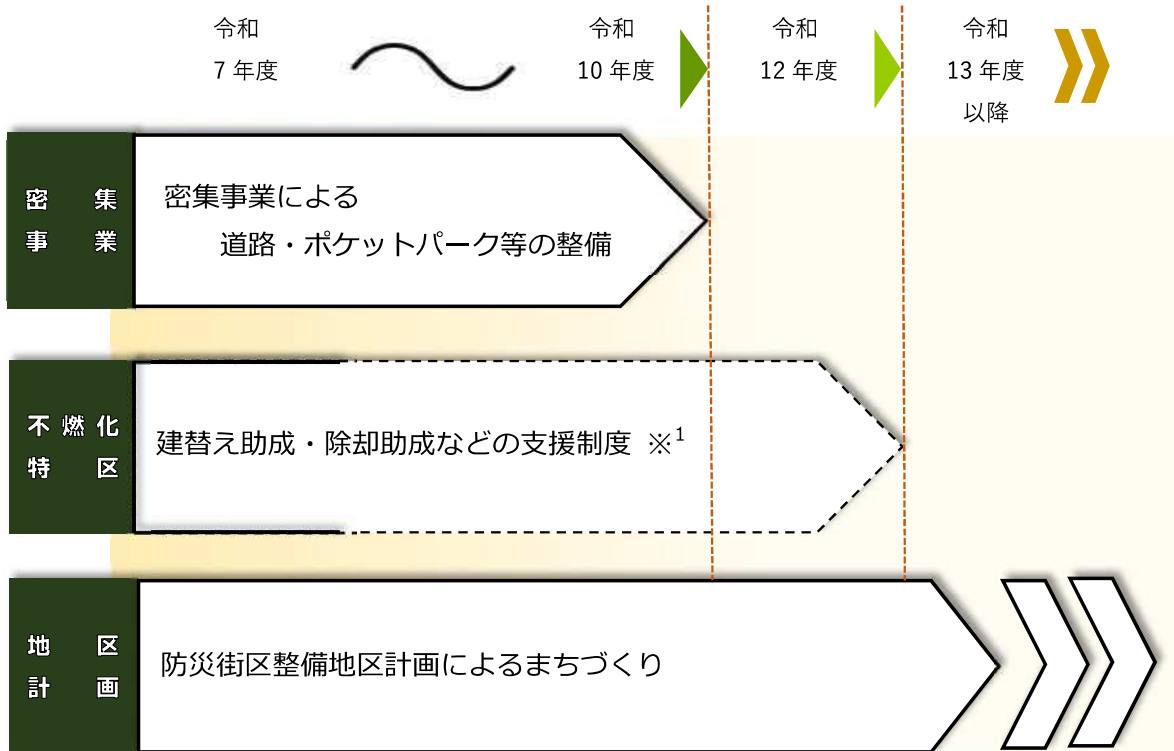


④固定資産税・都市計画税の減免

老朽建築物を除却し、更地になった土地 **最大 80%減免**（最長 5 年間）

耐火または準耐火等に建替えた建築物 **最大 100%減免**（5 年間）

密集事業の事業期間を令和 10 年度まで延伸しました



※¹ 不燃化特区については、令和 7 年 3 月に公表された東京都の「防災都市づくり推進計画の基本方針」において制度期間の延伸が示され、東立石四丁目地区においては制度を延伸する予定です。

東立石四丁目地区は

- ◎ 道路拡幅（密集事業）
- ◎ 老朽建築物の建替え・除去などの支援
- ◎ 建替え時は準耐火建物等を建てるルール

により、不燃化のまちづくりを進めています。

密集事業進捗状況 (令和 8 年 3 月時点)

葛飾区では、地権者ほか関係者の皆様のご協力を得ながら、密集事業による幅員 6 m の主要生活道路やポケットパーク等について、整備を進めています。また、事業期間を令和 6 年度までとしていましたが、これを令和 10 年度まで延伸しました。



不燃化特区や密集住宅市街地整備促進事業、東立石地区の街づくりについては、葛飾区ホームページからご確認いただけます。



葛飾区 防災街づくり 検索



— — — 主要生活道路沿道の皆様、ご協力ありがとうございます — — —

沿道の皆様のご協力によって、主要生活道路の拡幅整備が進み、地域の防災性が向上しています。改めまして、地権者ほか関係者の皆様に感謝申し上げます。

南北道路 A（整備前）



南北道路 A（整備後）



問合せ先

葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第一係 ☎03 (5654) 8345

葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所本庁舎 本館 4階 424

担当：渡邊・大竹・橋本